

令和8年度 二宮町くらし応援商品券配布事業の概要

1. 商品券名称 二宮町くらし応援商品券（以下「商品券」という。）
2. 発行総額 約2億円
3. 商品券
 - ①額面金額1冊8,000円（額面1,000円券×8枚綴り）
 - ②1冊8枚のうち、中小店舗専用券4枚と全店舗共通券4枚。※中小店舗とは中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する店舗をいう。
4. 発行冊数 27,300冊
5. 配布対象者 令和8年3月1日時点で二宮町の住民基本台帳に登録がある方（約27,000人、約13,000世帯）
6. 配布方法 対象世帯へ「ゆうパック」にて「使用可能店舗一覧チラシ」を同封し発送
*配布期間 令和8年4月中旬以降
7. 取扱店舗 町内に事業所または店舗がある事業者
*対象業種は、小売店、飲食店、サービス業、その他（運輸通信業、工業、建設業、農林水産業等）とします。
8. 利用期間 令和8年4月27日（月）～ 9月30日（水）
9. 商品券の取り扱い
 - （1）取 り 扱 い
 - ・対象店舗において使用期間内に限り使用可能とする。
 - ・現金との引換えは行わない。
 - ・利用金額が商品券の額面に満たない場合、つり銭は支払わない。
 - （2）制 限 品 目
 - 次の商品又は取引には、商品券の利用はできない。
 - ・出資や債務の支払い（税金・振込手数料、電気・ガス・水道料金など）
 - ・現金との換金、金融機関への預け入れ
 - ・換金性の高いもの（貴金属、有価証券、商品券、切手、印紙等）
 - ・事業活動に伴って使用する原材料・機器類及び仕入商品等の購入
 - ・不動産（土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料等）に係る支払い
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業に要する支払い
 - ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
 - ・対象店舗が指定するもの
 - ・その他、二宮町が本事業の趣旨にそぐわないと指定するもの
10. 商品券の換金
 - （1）換金指定場所 中南信用金庫二宮支店・中南信用金庫中里支店・さがみ信用金庫二宮支店
 - （2）換 金 方 法 使用済み商品券を指定金融機関の窓口で換金する。
*換金は指定金融機関の口座へ振込む。
*指定金融機関に口座がない場合は、新規に口座を開設する。
 - （3）換 金 期 間 令和8年5月15日（金）～令和8年10月30日（金）の営業日とする。
 - （4）換 金 手 数 料 取扱店の負担はなし